

BusiNest「無料コース」利用細則

(総則)

第1条 本細則は、「BusiNest 利用規約」第15条の規定に基づいて定め、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）がBusiNestにおいて実施する「無料コース」を利用する者（以下「利用者」という。）に対し適用するものとする。

(支援の内容)

第2条 機構がBusiNestにおいて実施する支援内容は以下のとおりとする。

- 一 各種セミナーの開催
- 二 個別相談会や交流会の実施
- 三 各種スペース（交流スペース、図書館、食堂）の提供
- 四 創業支援情報の提供

(利用者の資格)

第3条 利用者は以下のいずれかに該当する者で、かつ機構がBusiNestの利用を許可した者とする。

- 一 創業を志している個人
- 二 具体的に創業に向けて活動している個人
- 三 創業間もない法人の役員
- 四 新たな事業に取り組んでいる個人事業主
- 五 新たな事業展開や販路開拓を検討、計画している法人の役員
- 六 具体的に新たな事業展開や販路開拓に向けて活動している法人の役員
- 七 第二創業を目指している法人の役員
- 八 その他機構が特に必要と認める者

(利用料)

第4条 利用料は「無料」とする。

(利用期間)

第5条 当初の利用期間は、原則として1年間とする。ただし、利用者から利用期間延長の意思表示があった場合、機構は、利用期間を延長することが出来る。なお、延長できる利用期間は1回につき1年間とし、延長の可否は1年間の利用期間ごとに判断するものとする。

- 2 前項において、機構は次の各号を評価して利用期間の延長を判断するものとする。ただし、BusiNestの運営上支障が生じる場合又は機構の業務運営上、合理的な理由が認められる場合は、機構は利用期間の延長を認めないことが出来る。
 - 一 利用期間中における利用者のBusiNest利用状況が十分であること
 - 二 利用者の創業準備活動や事業活動の取り組み状況が十分であること
 - 三 他の利用者との交流活動などの状況が良好であること
- 3 機構が利用者に許可するBusiNest内のスペースの利用時間は原則、国民の祝日及び年末年始を除く毎月曜日から土曜日の午前9時から午後6時まで（土曜日は午後5時まで）とする。

(共用スペースの利用)

第6条 利用者は、BusiNest及び東京校内の以下の共用スペースを、一時的に利用することができるものとする。

- 一 交流コーナー
 - 二 東京校内にある図書館、食堂
- 2 共用スペースの清掃は機構が行うものとする。

(機器等設置の制限)

第7条 利用者は、自己の機器・物品等を共用スペースに放置してはならない。

- 2 機構は、第1項の機器・物品等が盗難、紛失、事故等にあったとしてもその責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 本細則の改正・変更等は、機構が行うものとし、その効力は利用者の全部に及ぶものとする。

- 2 前項の改正・変更等を行う場合は、原則として1ヶ月以上前までにその内容を利用者に通知し、変更後の細則を利用者に交付するものとする。

附 則 本細則は、平成27年4月1日から実施するものとする。

附 則 本細則は、平成28年4月1日から実施するものとする。

附 則 本細則は、平成30年7月1日から実施、平成30年10月1日から適用するものとする。

附 則 本細則は、令和元年5月1日から実施するものとする。

附 則 本細則は、令和3年4月1日から実施するものとする。